

平成26年11月19日

平成26年

第11回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 26 年第 11 回教育委員会定例会会議録

平成 26 年 11 月 19 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	岩田美恵子
社会教育課長	星光吉
大田図書館長	北村操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 11 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長

ただいまから、平成26年第11回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は、定足数を満たしている。よって、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者が12名いる。傍聴の定員は大田区教育委員会傍聴規則第5条により10名と規定されているが、同条ただし書きに委員会が必要と認めるときはこれを変更することができる。本日は、傍聴人を12名まで受け入れられるよう椅子を用意している。私としては、区民の関心に応え、公平・公正な開かれた教育委員会となるよう、傍聴規則第5条ただし書きにより、本日の定例会における傍聴人の定員を12名に増員し、定刻までの傍聴希望者に傍聴を許可したいと考えるか、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

日程第1

「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

今月はPTAとの「教育長を囲む教育懇談会」について報告する。

この懇談会については、毎年実施しているものである。中学校PTA連合協議会については1回。小学校PTA連絡協議会については、大森、調布、蒲田の3地区に分かれて、都合4回に分けてPTA主催のもとで開催されている。今年は中学校が10月15日、小学校は大森地区が10月30日、調布地区が11月6日、蒲田地区が11月13日に開かれた。教育委員会からは私と指導課長もしくは副参事、社会教育課長が出席した。

懇談会の次第や懇談形式については、それぞれPTAの皆さんの創意工夫によって細部は異なるが、おおむね冒頭に私からお話をさせていただき、その後、事前にいただいている質問事項への回答と関連質問や意見交換をするというのが基本的なスタイルとなっている。私の冒頭の話については、今年は、「おおた教育振興プラン2014」と、教育委員会制度の改正を取り上げ、その概要をご説明させていただいた。また、トピックスとして、前回のこの定例会でも報告した「花子とアン」関連の読書感想文の募集など、児童・生徒が参加した特徴ある事業について報告させていただいた場合もある。なお、教育委員会制度の改正については、質問として出されたところもあり、その場合には、冒頭ではなく、質

問に対する回答としてお話をさせていただきました。

P T Aの皆さんからの質問内容では、皆さん比較的共通した関心をお持ちであり、具体的には、国際理解教育、英語教育の今後について、少人数学級の推進について、土曜授業の回数についての考え、交通安全・防犯対策の推進について、子どもの遊ぶ場所の確保、あるいは放課後子ども教室の実施について、教員の業務量の軽減による子どもに向き合う時間の確保について、それから教員の異動や産休・育休等代替についてのご要望、学校施設の改善といった質問内容が各回とも共通したものとして出されていた。ご質問に対しては、それ以外の質問もあわせてその場でお答えをしたり、文書で回答させていただいたりしたものもある。

懇談会の進行については、P T Aの皆さんも教育長との距離を縮めようといろいろとお心遣いをいただき、ある懇談会では、何時に出勤しているのか、お昼は何を食べているのかなど、質問の最初に身近な話題を取り上げていただいたところもあった。意外だったのは、教育長が普段どこで仕事をしているのかを御存じない方がいらっしゃったということで、あまりにも当然と思えることが意外と知られていないということがわかり、教育委員会の仕事を含め、もっとお知らせする努力が必要であると感じたところである。

その場でP T Aの皆さんにも申し上げたが、これからの教育は学校、家庭、地域、この連携が必須であるので、保護者の意見、要望を聴き、また意見交換を行う場として、教育懇談会の場をこれからも大切にしていきたいと思っているところである。

○委員長

ありがとうございます。

ただいまの教育長の報告について意見、質問はあるか。

○尾形委員

私も学校公開日や、研究発表会に学校に行っている。学校と家庭と地域が一緒になってやっているなど、つくづく思う。これからも家庭や地域の想いを聴いて、子どもたちの学力や体力、心を育てていきたいと思う。

○芳賀委員

先日、英語がテーマの小学校の教育研究発表会に行った。英語を話す必然性のある場面で英語をしゃべるといった内容であり、必然性を伴うために誰か聞いてあげる人がいなくてはいけないという前提のもと、各発表の場で、P T Aのお母様たちが聞き手となっていて、ひょっとしたらお父様もいらっしゃったかもしれないが大多数は、そのお母様たちを相手に児童がプレゼンテーションをし、それに対してお母様たちが質問を返してあげるということであった。まさに、よき聞き手役を十分演じてくださっていて、ああ、あれは本当に感謝申し上げないといけないなと思っていた。地域と結びついた一つの教育研究発表のかたちだなと思い、感心して帰ってきた。

○委員長

ほかに意見、質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2

「部課長の報告事項」

○委員長

副参事（教育施設担当）の報告を求める。

○副参事（教育施設担当）

資料) 区立小中学校の平成27年度改築着手校について

私からは、区立小中学校の平成27年度改築着手校について報告する。

資料のとおり、大田区立小中学校については老朽化が進んでいるところがあり、今年3月に策定した「大田区公共施設整備計画（後期）」により、平成27年度より年間2校で改築に着手するとした。平成27年度着手校については、すでに入新井第一小学校が決定していたが、それに加え、このたび大森第七中学校を選定した。

案内図・学校校舎配置等については、資料のとおりである。大森第七中学校については、老朽化が進んでいることに加え、校庭の傷みが激しく、学校や地域から改修の要望を受けていることが主な選定の理由である。

改築のスケジュールであるが、資料のとおり、平成27年度に基本構想・基本計画、平成28年、平成29年度に基本設計・実施設計、そして平成30年度から平成32年度にかけて改築工事を予定している。

○委員長

学務課長の報告を求める。

○学務課長

資料) 平成27年度 新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について

私からは、平成27年度新入学にかかわる指定校変更及び区域外就学について、報告する。

基本的な考え方は、資料の1のとおり、一つ目に、指定校変更は、当該校の在籍する児童又は生徒の人数及び学級数を考慮し、適正な運営が確保されるよう、受入れ可能人数を定め、その範囲内で許可する。二つ目に、受入れ可能人数から通学区域内の入学予定者数を除いた人数を許可可能人数とし、指定校変更を希望する児童又は生徒の許可可能人数を超えたときは、指定校変更を希望する児童又は生徒について抽選を行い、入学許可者を決

定する。三つ目に、許可可能人数は、小学校は1月下旬、中学校は2月上旬の通学区域内の入学予定者数を基に決定する。四つ目に、通学区域内の児童及び生徒数が施設上の限界に近づいている等の事情がある場合には、当該校の通学区域内に居住する児童又は生徒を対象に特別な措置を講じる場合がある。五つ目として、大田区内に居住していない児童又は生徒の就学は、原則として許可しない。

以上の考え方に立ち、平成26年10月1日現在の住民登録数等から、指定校変更の受入れの制限を行う学校を資料の2に記載している。

池雪小学校と矢口西小学校については児童数が非常に多いため受入れを行わない。65人に制限する学校は馬込第二小学校、東六郷小学校、新宿小学校である。75人に制限する学校は千鳥小学校と赤松小学校である。95人に制限する学校は大森第一小学校、入新井第一小学校、山王小学校、池上小学校、入新井第二小学校、雪谷小学校、中萩中小学校である。110人に制限する学校は高畑小学校である。130人に制限する学校は梅田小学校、田園調布小学校、嶺町小学校、久原小学校、松仙小学校、小池小学校である。なお清水窪小学校の受入れ人数については、おおたサイエンススクール希望理由の児童を含めて65人と設定したいと考えている。

なお資料の裏面(3)の池雪小学校については、児童数が増加して施設上の限界に近づいているため、池雪小学校の通学区域内の児童が池雪小学校以外の学校に指定校変更を希望し、その学校が受入れ可能である場合は、ほかの理由に優先して変更を許可する取り扱いとしたいと考えている。

抽選を実施するかどうかについては、平成27年1月23日までの申請数に基づき判断をする所存である。

中学校の指定校変更については、150人に制限する学校は大森第二中学校、大森第四中学校、大森第三中学校、志茂田中学校、御園中学校である。190人に制限する学校は東調布中学校である。225人に制限する学校は南六郷中学校である。

抽選を実施するかどうかについては、小学校と同じく平成27年1月23日までの申請数に基づき判断をする所存である。

次の資料は、今後この制限に対して指定校変更の受入れがどうなるかという見込みであり、事前に保護者に通知するものの内容である。まず、通学区域の児童で受入れ可能人数に達し、指定校変更申請者の受入れができない可能性が高い小学校は、山王小学校、馬込第二小学校、梅田小学校、千鳥小学校、久原小学校、小池小学校、高畑小学校である。次に、抽選となる可能性が高い小学校は、入新井第一小学校、入新井第二小学校、松仙小学校、赤松小学校、中萩中小学校、新宿小学校である。

中学校については、私立学校等への進学者数の変動が多いために見通しが不透明な状況であるので、これらの周知は行っていない。12月16日に就学通知書を発送後、1月11日から指定校変更の申請受付を開始し、1月23日までに申請があった分について抽選対象とさせていただく。

なお、この内容については、12月1日に区のホームページに掲載するほか、12月21日の区報に掲載する予定である。

○委員長

大田図書館長の報告を求める。

○大田図書館長

資料) 郷土博物館 特別展「馬込文士村ーあの頃、馬込は笑いに充ちていたー」の開催結果報告について

私からは、郷土博物館 特別展「馬込文士村ーあの頃、馬込は笑いに充ちていたー」の開催結果について、報告する。

会期は平成26年9月6日から10月19日までの40日間であった。教育委員には10月8日に視察していただいた。感謝申し上げる。

展示内容については、郷土博物館が持つ「馬込文士村コレクション」の中から、馬込文士村の中心人物、尾崎士郎、宇野千代、馬込文士村村長と呼ばれた吉田甲子太郎はじめ、室生犀星他38人の主要文士の紹介及び自筆原稿・著作物・書簡・遺品などを展示し、馬込時代の文士達の芸術活動を回顧した。また、テレビ・ドラマで取り上げられた「村岡花子」についても、翻訳原稿、著作物、書齋写真等を借用し紹介した。

入館者数については4,563名、主な催事としては、彫刻家佐藤朝山、歌人片山廣子と翻訳家松村みね子、山本有三と馬込文士村村長吉田甲子太郎の3回を開催し、人数については合計で115名の参加をいただいた。また展示解説として「赤ちゃんといっしょに博物館へ」を実施し、参加者については0歳から2歳までの乳幼児とその保護者12組にご参加いただいた。

○委員長

ただいまの報告に対して意見、質問はあるか。

○藤崎委員

学務課長に質問する。新入学にかかわる指定校変更について、基本的な考え方の(1)の後半に、適正な運営が確保されるよう、とある。その下にある、施設上の限界などの、例えば物理的に校舎の問題でキャパシティが足りないというのは非常に明らかであるが、それ以外にも現段階で想定している適正な運営に支障を来すというケースというのはあるか。それとも、今後何か出てきたときのためにこれを入れてあるのか。

○学務課長

一つには、やはり教室の問題というのが一番多いということがあるが、そのほかにも想定外の事項が発生する場合もあるため、多少は抽象的な表現としてある。

○藤崎委員

わかりました。

○委員長

ほかに質問はあるか。

○尾形委員

学務課長に質問する。同じく平成27年度新入学に関わる指定校変更及び区域外就学についてであるが、この内容について、いろいろな機会でも周知していくということが大事かと思う。可能な限り周知の徹底をお願いしたい。

○学務課長

特に、申請のあった時点で、チラシをお配りするなり、ご案内するなりということで、保護者の方々が突然後になって知るといふようなことのないように努めていきたいと考えている。

○藤崎委員

今と同じ件で確認というか、例年出る話であるのだが、小学校のときに、この事由に適合していたので指定校変更が適いましたと。ところが、今度中学校になったときに、その学校に通っていたのだから、そのまま友達が行くその中学校に行くというのは、これはまた別の話ですよ、というのがある。これは毎年出る話なので、そこも今、尾形委員の発言にあったように、小学校のときに認められたから中学校のときはその学校の地区で行ける中学校に行けるといふことはまた違う、ということだけは、念を押して周知していただければと思う。これはお願いであるので、よろしくをお願いしたい。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3

「議案審議」

○委員長

大田区教育委員会会議規則第3条第5項では、会議招集の告示後に緊急を要する事件があるときは、前条及び前2項の規定にかかわらず、委員長または委員は直ちにこれを会議に付議することができる」と規定されている。本日の定例会については、平成26年11月14日付けで会議招集の告示を行ったが、その後、緊急を要する事件があると聞いている。よって、本日の日程第3として付議したい。

第36号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第36号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項に基づく教育委員会の意見聴取について、説明する。

前回の定例会において、スポーツ・文化に関する事務を区長部局に移管することについては決定をいただいた。今回は、平成26年第4回区議会定例会において第74号議案として区長より提出予定である、大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてであり、区議会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項に基づく意見聴取について、昨日11月18日付けで文書を収受した。このため、あらかじめ告示ができなかった。

教育委員会事務局としては、議会の意見聴取に対し、別紙のとおり回答文（案）を作成したところであり、このように議会に対して意見を提出したいと考えているところである。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

○藤崎委員

内容については、以前の定例会で合意したことについてであるので、このとおりの文面によいと思う。

○委員長

ほかに質問、意見はないか。

（「なし」との声あり）

○委員長

第36号議案について原案どおり決定してよいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第36号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成26年第11回教育委員会定例会を閉会する。

（午後2時29分閉会）